

様式 4

年 月 日

芝谷町建築協定委員会 御中

土地所有権移転に伴う 継承告知届出書

土地所有権の移転に伴い、芝谷町建築協定区域からの脱退・加入が下記の通り発生いたしますのでお届けいたします。

引渡者(脱退者)からは、「芝谷町建築協定関係綴」を引受者(加入者)に手渡し、それに基づいて建築協定に関する事項をお知らせしました。引受者は引渡者から芝谷町建築協定継承の手続、告知を受けました。今後加入者として同建築協定を遵守し、住宅地の環境保全に努めます。

以上連名にてお届け致します。

土地所有権移転物件	住居表示番号 高槻市芝谷町 番 号(地番 -)		
引渡者(脱退者)	氏名		印
引受者(加入者)	氏名		印
所有権移転日付	年 月 日 (予定)		

芝谷町建築協定委員会使用欄	
---------------	--

様式 1

平成 年 月 日

芝谷町建築協定委員会 殿

建築承諾願い出書

芝谷町建築協定第9条により、承諾書を発行頂きたく下記の通りお届け
致します。

建築場所（所在地） 高槻市芝谷町 番 号

地 番 高槻市芝谷町 ー

建築主 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

工事請負業者

添付書類 建築設計計画書（配置図・平面図・立面図・断面図）

尚、承諾書発行願いの際、本建築協定委員会より上記以外の書類の

提出請求がある場合は、これに従います。

委員会 使用欄	
------------	--

「芝谷町建築協定申請時 自己チェック表」

平成 年 月 日

建築主 現住所 _____
 建築地籍 _____
 氏 名 _____

設計者 _____
 工事管理者 _____
 工事施工者 _____

「建築協定申請事項の自己チェック」

項目	協定の内容	申請の内容、算式等	OK
①現況の地盤	現況のまま		
②建築物	専用住宅		
③1区画1住宅	1区画1戸建て住宅		
④階数の制限	2階以下		
⑤2階屋根使用	不可		
太陽光熱利用設備	パネルの敷設のみ	* [様式5] を使用のこと	
TV用アンテナ	住居表示1、2番以外の街区は不可 (注:管轄は管理組合)		
⑥高さ制限	軒の高さ 7m以下		
	最高の高さ10m以下		
⑦建蔽率	50%以下		
	容積率	100%以下	
⑧外壁後退距離	道路に面し1.5m以上		
	その他部分1.0m以上		
⑨擁壁張出し	不可		
⑩車庫等附属建造物	協定に準ず		
⑪門扉、塀、植栽等	協定に準ず		
⑫汚水等放流	敷地内汚水枡、雨水枡		
⑬その他	協定に準ず		
⑭近隣への対策	着工前の近隣説明・挨拶 向い3軒、背中の3軒、両横隣		
	建築主が直接行い、了解を得たか	月 日 ~ 月 日	
⑮隣家との窓の位置、隣家とのエヤコンの排気等への配慮			
⑯特記・説明事項など			

様式 3

平成 年 月 日

芝谷町建築協定委員会 御中

住所 高槻市芝谷町 番 号

氏名 ⑩

植栽帯設置事前届出書

芝谷町建築協定第8条11号(イ)の基準に基づき 擁壁 石積 に
植栽帯を設置いたしたく、事前にお届けいたします。

設置図は次の通りです。

説明図4を参照に、概略図をお示し下さい(高さ、長さ等)

尚、完成後と雖も基準線を外れていれば、当然の事乍ら異議なく
基準内に修正する事を付記いたしておきます。

芝谷町建築協定委員会使用欄

受付処理後写しを返却致します

様式 5

平成 年 月 日

芝谷町建築協定委員会 殿

住所 高槻市芝谷町 番 号

氏名

太陽光発電設備・太陽熱温水器設置申請書

『芝谷町建築協定第8条5項2階屋根の使用禁止規定に関する運用基準』に基づき
太陽光発電設備 を2階屋根上に設置いたしたく申請します。
太陽熱温水器

1. 設置場所

2. 設置業者、製造者名・型番など

3. 設置形態

2階屋根上に設置するのは、~~は~~パネル部のみである Yes

パネルを屋根の面から傾けたり、或いは特別の架台を設けていない Yes

4. 特記事項があればご記入下さい

承 諾 書

平成 年 月 日

芝谷町建築協定委員会

委員長

印

尚、完成後といえども基準に違反すれば、基準に適合するように修正することを条件といたします。